

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、本市の業務に関して発生した事故31件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和4年11月2日 札幌市白石区在住者	令和4年8月9日、札幌市北区篠路3条5丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触したことにより、当該自動車が損傷し、相手方が負傷したもの	454,333円
2	令和4年12月26日 札幌市手稲区在住者	令和4年11月6日、札幌市手稲区曙4条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出ていた道路区域内の樹木の枝に接触し、損傷したもの	92,860円
3	令和4年12月28日 札幌市中央区 サントー株式会社	令和4年10月14日、札幌市中央区宮の森2条16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	21,505円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和5年1月10日 札幌市豊平区在住者	令和4年10月6日、札幌市厚別区厚別町小野幌において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	27,000円
5	令和5年1月16日 石狩市在住者	令和4年11月2日、札幌市清田区平岡10条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路上のグレーチングにより損傷したもの	559,845円
6	令和5年1月19日 札幌市北区在住者	令和4年10月29日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	16,671円
7	令和5年1月23日 札幌市清田区在住者	令和4年12月13日、札幌市清田区清田7条3丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、校舎からの落雪により損傷したもの	52,250円
8	令和5年2月3日 札幌市西区在住者	令和4年10月19日、札幌市西区二十四軒3条5丁目において、本市の職員が、福祉業務用の器具を押していた際に誤って駐車中の相手方の自動車を損傷したもの	95,385円
9	令和5年2月6日 札幌市白石区在住者	令和4年12月23日、札幌市中央区において、本市が管理する橋を走行中の相手方の自動車が、当該橋のアーチ部からの落雪により損傷したもの	172,051円
10	令和5年2月14日 札幌市白石区在住者	令和4年7月26日、札幌市白石区菊水4条1丁目において、本市が管理する歩道を歩行中の相手方が、当該歩道上の穴により転倒し、負傷したもの	69,747円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
11	令和5年2月20日 札幌市白石区在住者	令和5年1月25日、札幌市白石区米里1条3丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、体育館からの落雪により損傷したもの	99,924円
12	令和5年2月20日 札幌市西区在住者	令和5年2月6日、札幌市西区西野6条3丁目において、相手方の衣類が、本市が管理する施設のトイレの出入口部分の飛び出た金具に接触し、損傷したもの	16,500円
13	令和5年2月21日 札幌市豊平区 株式会社ダブリュ・コーポレーション	令和5年1月31日、札幌市東区北23条東18丁目において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って相手方の店舗内のガラス棚を損傷したもの	148,500円
14	令和5年2月21日 札幌市豊平区 株式会社トヨタレンタリース新札幌	令和5年2月2日、札幌市豊平区月寒東5条9丁目において、本市の業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	159,467円
15	令和5年2月25日 札幌市豊平区在住者	令和4年12月2日、札幌市北区北18条西3丁目において、停車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路灯から落下した氷により損傷したもの	285,945円
16	令和5年2月27日 札幌市豊平区在住者	令和4年12月6日、札幌市中央区盤渓において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する森林の樹木の枝の落下により損傷したもの	173,037円
17	令和5年2月28日 札幌市中央区 なかやま株式会社	令和4年11月2日、札幌市中央区南4条西10丁目において、停車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の枝の落下により損傷したもの	168,094円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
18	令和5年3月1日 札幌市南区在住者	平成30年5月7日、札幌市南区真駒内泉町4丁目において、本市が管理する公園で遊んでいた相手方が、遊具の安全柵の一部が外れたことにより負傷したもの	238,720円
19	令和5年3月2日 札幌市南区在住者	令和4年7月2日、札幌市南区南沢4条4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	489,236円
20	令和5年3月8日 札幌市白石区在住者	本市職員の福祉業務における不適切な事務処理により、相手方に不要な金銭の納付をさせたもの	37,200円
21	令和5年3月8日 札幌市西区 株式会社翼工務	令和4年12月16日、本市が売却した土地から埋設物が出土したことにより、相手方が当該埋設物を撤去することになったもの	605,000円
22	令和5年3月8日 札幌市中央区 株式会社トヨタレンタリース札幌	令和4年12月23日、札幌市中央区において、本市が管理する橋を走行中の相手方の自動車が、当該橋のアーチ部からの落雪により損傷したもの	493,284円
23	令和5年3月15日 札幌市手稲区在住者	令和5年1月30日、札幌市手稲区手稲山口において、駐車中の相手方の自動車が、市立小学校の敷地内を除雪作業中の除雪機の接触により損傷したもの	128,546円
24	令和5年3月16日 東京都千代田区 日本郵便株式会社	本市の業務に係る郵便料金について支払期限を徒過したことにより、遅延損害金が発生したもの	148円
25	令和5年3月17日 北広島市在住者	令和4年12月23日、札幌市中央区において、本市が管理する橋を走行中の相手方の自動車が、当該橋のアーチ部からの落雪により損傷したもの	766,073円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
26	令和5年3月20日 石狩市 有限会社サンキョウ	令和4年9月22日、札幌市西区八軒10条西13丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出ていた街路樹の枝に接触し、損傷したもの	80,300円
27	令和5年3月23日 札幌市南区在住者	令和5年2月27日、札幌市南区川沿1条1丁目において、歩行中の相手方の衣服が、本市の道路パトロール車の走行中に飛散した泥土、泥水等により汚損したもの	3,410円
28	令和5年3月24日 札幌市北区在住者	令和4年11月25日、札幌市北区新琴似1条12丁目において、市立小学校の職員が、体育の授業中に誤って相手方の眼鏡を損傷したもの	8,250円
29	令和5年3月27日 岩内郡岩内町在住者	本市の職員が固定資産評価証明の請求手続において不要な案内をしたことにより、相手方に定額小為替を重複して送付させたもの	484円
30	令和5年4月7日 札幌市東区在住者	令和5年2月27日、札幌市清田区北野3条4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立小学校の敷地内を除雪作業中の除雪機の接触により損傷したもの	267,509円
31	令和5年5月2日 埼玉県春日部市在住者	令和5年2月28日、札幌市東区北13条東16丁目において、相手方の敷地内の水道メーターが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの	68,200円